

令和2年3月25日

青森県教育委員会第854回定例会

期 日 令和2年3月25日(水)
場 所 教育庁教育委員会室

会 議 次 第

1	開 会	
2	報 告	
	○報告第1号	新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業について …………… 1
	○報告第2号	議案に対する意見について …………… 3
3	議 案	
	○議案第1号	「学校における働き方改革プラン」について …………… 4
	○議案第2号	青森県文化財保存活用大綱について …………… 5
	○議案第3号	特別史跡三内丸山遺跡整備計画について …………… 6
	○議案第4号	青森県文化財保護審議会委員の人事について …………… 7
	○議案第5号	青森県県費負担教職員の人事評価に関する規則及び青森県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則案について …………… 8
	○議案第6号	青森県立学校学則の一部を改正する規則案について …………… 13
	○議案第7号	社会教育主事の派遣に関する規則を廃止する規則案について …………… 24
4	その他	
	○職員の懲戒処分の状況について …………… 26	
5	閉 会	

報告第1号

新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業について

1 経緯

令和2年2月28日付け文部科学事務次官通知「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び高等課程を置く専修学校の設置者に対し、本年3月2日（月）から春季休業の開始日までの間の学校保健安全法第20条に基づく臨時休業について要請があった。

【学校保健安全法】

第20条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

2 文部科学省事務次官の通知を踏まえた対応

令和2年2月28日付け教育長通知「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」

県教育委員会では、何よりも子どもたちの健康・安全を第一に考え、多くの子どもたちや教職員が日常的に長時間集まることによる新型コロナウイルスへの感染防止の観点から、県立学校において、3月3日から学年末休業日までの間の一斉臨時休業の措置を講じることとした。

3 一斉臨時休業期間中の学校の対応

令和2年2月28日付け教育長通知 「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業に係る対応について」

(記載している項目)

【学校教育課関係】

- 1 卒業式について
- 2 県立高等学校入学者選抜について
- 3 幼児児童生徒との連絡体制の確立について
- 4 県立特別支援学校における一斉臨時休業について

【スポーツ健康課関係】

- 1 児童生徒及び教職員の健康状態の把握について
- 2 部活動について

【教職員課関係】

教職員の服務について

4 県立高等学校入学者選抜の対応

令和2年3月3日付け教育長通知「令和2年度青森県立高等学校入学者選抜について」

- ・ 入学者選抜及び再募集の学力検査は予定どおり実施する。
- ・ 入学者選抜の面接並びに再募集の面接及び作文は実施しない。
- ・ 入学者選抜及び再募集の実技検査は、当該学科を第一志望としている者のみ実施する。
- ・ 学力検査の実施校においては、感染防止の措置を講じる。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に感染又は感染の疑いにより、入学者選抜の学力検査等を実施することができなかった者が不合格になった場合に、当初出願した高校の学科・コース(部)の学力検査を改めて受検する機会を確保するため、追検査を実施する。

※ 追検査の対象者はなかった。

5 一斉臨時休業期間中の分散登校

令和2年3月16日付け教育長通知「一斉臨時休業期間中の分散登校について」

県立高等学校において、新年度に向けて生徒の指導を適切に行う観点から、3月23日(月)から一斉臨時休業が終了するまでの間、ホームルーム又は学年等の単位で出校させて一斉指導を行う機会(分散登校)を、各学校の判断により設けることができることとした。

(想定される指導内容)

- ・ 学習の状況の確認、新たな学習指導の提示及び学習支援
- ・ 生徒の心身の健康状況の確認
- ・ 臨時休業期間中の生活上の注意
- ・ 年度末及び年度始めに関する事項の連絡及び指示等

6 教育活動の再開等

令和2年3月24日付け文部科学事務次官通知「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について」

文部科学省から、3月19日に公表された「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)を踏まえ、3つの条件(換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声)が重なることを徹底的に回避する対策を示すなど、新学期からの学校再開に向けた考え方及び留意事項等をまとめた通知が発出された。

報告第2号

議案に対する意見について

知事から意見を求められた下記議案について、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意したので、ここに報告します。

記

- 1 令和2年度青森県一般会計予算案（教育委員会所管分）
- 2 青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例案
- 3 青森県営スケート場条例の一部を改正する条例案
- 4 任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例案
- 5 令和元年度青森県一般会計補正予算（第3号）案（教育委員会所管分）
- 6 令和元年度青森県一般会計補正予算（第4号）案（教育委員会所管分）
- 7 令和元年度青森県一般会計補正予算（第5号）案（教育委員会所管分）
- 8 令和2年度青森県一般会計補正予算（第1号）案（教育委員会所管分）

議案第 1 号

「学校における働き方改革プラン」について

本県の学校における働き方改革を推進するため、「学校における働き方改革プラン」を別紙のとおり定める。

議案第 2 号

青森県文化財保存活用大綱について

青森県文化財保存活用大綱を、別紙のとおり定める。

議案第3号

特別史跡三内丸山遺跡整備計画について

特別史跡三内丸山遺跡整備計画を、別紙「特別史跡三内丸山遺跡整備計画」のとおり定める。

議案第 4 号

青森県文化財保護審議会委員の人事について

青森県文化財保護審議会委員の人事を次のとおり行う。

齋藤	政人
石川	善朗
山田	泰子
福井	敏隆
藤田	俊雄
岡田	あゆみ
外崎	純一
山田	巖子
工藤	竹久
兵藤	勝幸
下田	雄次
山岸	洋貴
柴田	眞理子

青森県文化財保護審議会委員を委嘱する

岡田 俊治

青森県文化財保護審議会委員を任命する

任期は令和 2 年 4 月 9 日から令和 4 年 4 月 8 日までとする

令和 2 年 3 月 2 5 日

青森県教育委員会

議案第5号

青森県県費負担教職員の人事評価に関する規則及び 青森県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を 改正する規則案について

1 提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、新たに一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員」が設けられることから、学校に置く会計年度任用職員を人事評価の対象に加えることとし、所要の整備を行うため提案するものである。

2 概要

市町村立学校及び県立学校に置く会計年度任用職員を人事評価の対象に加えるとともに、評価者及び調整者について規定するなど、所要の整備を行うものである。

3 改正案及び新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和2年4月1日

青森県県費負担教職員の人事評価に関する規則及び青森県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則案

青森県県費負担教職員の人事評価に関する規則及び青森県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

青森県県費負担教職員の人事評価に関する規則及び青森県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

(青森県県費負担教職員の人事評価に関する規則の一部改正)

第一条 青森県県費負担教職員の人事評価に関する規則(平成二十八年二月青森県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県県費負担教職員等の人事評価に関する規則

第一条中「第四十四条」の下に「又は地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号)第二十三条の二第一項」を、「市町村教育委員会」の下に「又は県教育委員会」を加え、「県費負担教職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和三十三年法律第百三十五号)第一条及び第二条に規定する職員をいう。以下「職員」という。)」を「市町村立学校に勤務する職員」に改める。

第二条中「非常勤職員(地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)、臨時的任用職員及び」を「県費負担教職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和三十三年法律第百三十五号)第一条及び第二条に規定する職員(非常勤講師(地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。))をいう。及び県教育委員会が任用する会計年度任用職員(同法第二十二条の二第一項に規定する職員をいう。)のうち」に、「すべての職員」を「全ての職員(以下「職員」と総称する。))」に改める。

第四条中「(以下「評価期間」という。))」を削る。

第五条の表中

教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、助教諭、講師、養護助教諭、学校栄養職員	教頭	校長	市町村教育長 又は市町村教育長が指定した者
---------------------------------------	----	----	--------------------------

を

教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、助教諭、講師、養護助教諭、学校栄養職員	教頭	校長	市町村教育長又は市町村教育長が指定した者	に改める。
会計年度任用職員	市町村教育長が指定した者	県教育長が指定した者		

(青森県立学校職員の人事評価に関する規則の一部改正)

第二条 青森県立学校職員の人事評価に関する規則(平成二十八年二月青森県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「、非常勤職員(地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)」を削る。

第四条中「(以下「評価期間」という。)」を削る。

第五条の表中

教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手、寄宿舍指導員、技術職員、技能職員(農事)、甲板員、機関員	教頭	校長	県教育長又は県教育長が指定した者	を
事務職員、学校栄養職員、技能職員(農事以外)	事務長			

教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手、寄宿舍指導員、技術職員、技能職員(農事)、甲板員、機関員	教頭	校長	県教育長又は県教育長が指定した者	に改める。
事務職員、学校栄養職員、技能職員(農事以外)	事務長			
会計年度任用職員(地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する職員をいう。)	教頭又は事務長			

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

改正後	改正前																																				
<p style="text-align: center;"><u>青森県県費負担教職員等の人事評価に関する規則</u></p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）<u>第四十四条又は地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号）第二十三条の二第一項の規定に基づき、市町村教育委員会又は県教育委員会が行う市町村立学校に勤務する職員</u>の人事評価の実施に関し、必要な事項を定め、もって職員の資質能力の向上及び学校組織の活性化を図ることを目的とする。</p> <p>(対象となる職員)</p> <p>第二条 人事評価は、<u>県費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和三十二年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員（非常勤講師（地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）をいう。）及び県教育委員会が任用する会計年度任用職員（同法第二十二條の二第一項に規定する職員をいう。）のうち県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）の指定する者を除く全ての職員（以下「職員」と総称する。）</u>について実施するものとする。</p> <p>(評価期間)</p> <p>第四条 人事評価の対象となる期間は、<u>県教育長</u>が定める。</p> <p>(評価者及び調整者)</p> <p>第五条 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">評価対象者</th> <th style="width: 25%;">第一次評価者</th> <th style="width: 25%;">第二次評価者</th> <th style="width: 25%;">調整者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>会計年度任用職員</u></td> <td><u>市町村教育長が指定した者</u></td> <td><u>県教育長が指定した者</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	評価対象者	第一次評価者	第二次評価者	調整者	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	<u>会計年度任用職員</u>	<u>市町村教育長が指定した者</u>	<u>県教育長が指定した者</u>		<p style="text-align: center;"><u>青森県県費負担教職員の人事評価に関する規則</u></p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四十四条の規定に基づき、<u>市町村教育委員会が行う県費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和三十二年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員をいう。以下「職員」という。）</u>の人事評価の実施に関し、必要な事項を定め、もって職員の資質能力の向上及び学校組織の活性化を図ることを目的とする。</p> <p>(対象となる職員)</p> <p>第二条 人事評価は、<u>非常勤職員（地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</u>、<u>臨時的任用職員及び県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）の指定する者を除くすべての職員</u>について実施するものとする。</p> <p>(評価期間)</p> <p>第四条 人事評価の対象となる期間（以下「<u>評価期間</u>」という。）は、<u>県教育長</u>が定める。</p> <p>(評価者及び調整者)</p> <p>第五条 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">評価対象者</th> <th style="width: 25%;">第一次評価者</th> <th style="width: 25%;">第二次評価者</th> <th style="width: 25%;">調整者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	評価対象者	第一次評価者	第二次評価者	調整者	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
評価対象者	第一次評価者	第二次評価者	調整者																																		
(略)	(略)																																				
(略)	(略)	(略)																																			
(略)	(略)	(略)	(略)																																		
<u>会計年度任用職員</u>	<u>市町村教育長が指定した者</u>	<u>県教育長が指定した者</u>																																			
評価対象者	第一次評価者	第二次評価者	調整者																																		
(略)	(略)																																				
(略)	(略)	(略)																																			
(略)	(略)	(略)	(略)																																		

青森県立学校職員の人事評価に関する規則新旧対照表

下線部分は改正部分

改正後	改正前																																										
<p>(対象となる職員)</p> <p>第二条 人事評価は、<u>臨時的任用職員及び県教育委員会教育長</u>（以下「県教育長」という。）の指定する者を除くすべての職員について実施するものとする。</p> <p>(評価期間)</p> <p>第四条 人事評価の対象となる期間は、<u>県教育長</u>が定める。</p> <p>(評価者及び調整者)</p> <p>第五条 評価者及び調整者は、次の表の評価対象者の区分に応じ、同表の当該各欄に掲げる者とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">評価対象者</th> <th style="width: 15%;">第一次評価者</th> <th style="width: 15%;">第二次評価者</th> <th style="width: 45%;">調整者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>校長</td> <td rowspan="2">県教育長又は県教育長が指定した者</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>会計年度任用職員（地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する職員をいう。）</u></td> <td><u>教頭又は事務長</u></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	評価対象者	第一次評価者	第二次評価者	調整者	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	校長	県教育長又は県教育長が指定した者	(略)	(略)		<u>会計年度任用職員（地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する職員をいう。）</u>	<u>教頭又は事務長</u>			<p>(対象となる職員)</p> <p>第二条 人事評価は、<u>非常勤職員（地方公務員法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</u>、<u>臨時的任用職員及び県教育委員会教育長</u>（以下「県教育長」という。）の指定する者を除くすべての職員について実施するものとする。</p> <p>(評価期間)</p> <p>第四条 人事評価の対象となる期間（以下「<u>評価期間</u>」という。）は、<u>県教育長</u>が定める。</p> <p>(評価者及び調整者)</p> <p>第五条 評価者及び調整者は、次の表の評価対象者の区分に応じ、同表の当該各欄に掲げる者とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">評価対象者</th> <th style="width: 15%;">第一次評価者</th> <th style="width: 15%;">第二次評価者</th> <th style="width: 45%;">調整者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>校長</td> <td rowspan="2">県教育長又は県教育長が指定した者</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	評価対象者	第一次評価者	第二次評価者	調整者	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	校長	県教育長又は県教育長が指定した者	(略)	(略)	
評価対象者	第一次評価者	第二次評価者	調整者																																								
(略)	(略)																																										
(略)	(略)	(略)																																									
(略)	(略)	校長	県教育長又は県教育長が指定した者																																								
(略)	(略)																																										
<u>会計年度任用職員（地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する職員をいう。）</u>	<u>教頭又は事務長</u>																																										
評価対象者	第一次評価者	第二次評価者	調整者																																								
(略)	(略)																																										
(略)	(略)	(略)																																									
(略)	(略)	校長	県教育長又は県教育長が指定した者																																								
(略)	(略)																																										

議案第6号

青森県立学校学則の一部を改正する規則案について

1 提案理由

新たな青森県立黒石高等学校の設置及び青森県立名久井農業高等学校等の学科の廃止に伴う所要の整備を行うため提案するものである。

2 概要

(1) 県立高等学校の設置

青森県立黒石高等学校及び青森県立黒石商業高等学校を統合し、新たな青森県立黒石高等学校を設置することに伴う所要の整備を行うものである。

(2) 県立高等学校の学科の廃止

青森県立名久井農業高等学校の園芸科学科、青森県立十和田工業高等学校の電子機械科及び青森県立むつ工業高等学校の電子科を募集停止することに伴う所要の整備を行うものである。

3 改正案及び新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

5 その他

青森県立名久井農業高等学校の園芸科学科、青森県立十和田工業高等学校の電子機械科及び青森県立むつ工業高等学校の電子科は、改正後の規定にかかわらず、この規則の施行の日の前日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

青森県立学校学則の一部を改正する規則案

青森県立学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

青森県立学校学則の一部を改正する規則

青森県立学校学則（昭和三十九年四月青森県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「名称」の下に「、区分」を加える。

別表第一を次のように改める。

別表第一

名 称	区 分	位 置	課 程	学 科	修業年限
青森県立青森高等学校		青森市桜川八丁目	全日制の課程	普通科	三年
青森県立青森西高等学校		青森市大字新城	全日制の課程	普通科	三年
青森県立青森東高等学校		青森市原別三丁目	全日制の課程	普通科	三年
平内校舎		東津軽郡平内町大字小湊	全日制の課程	普通科	三年
青森県立青森北高等学校		青森市大字羽白	全日制の課程	普通科 スポーツ科学科	三年
今別校舎		東津軽郡今別町大字今別	全日制の課程	普通科	三年
青森県立青森南高等学校		青森市西大野二丁目	全日制の課程	普通科 外国語科	三年
青森県立青森中央高等学校		青森市東大野一丁目	全日制の課程	総合学科	三年
青森県立北斗高等学校		青森市松原二丁目	定時制の課程 通信制の課程	普通科 普通科	三年以上
青森県立浪岡高等学校		青森市浪岡大字浪岡	全日制の課程	普通科	三年

青森県立五所川原高等学校		五所川原 市字中平 井町	全日制の課程	普通科	三年
				理数科	
			定時制の課程	普通科	三年以上
青森県立金木高等学校		五所川原 市金木町 芦野	全日制の課程	普通科	三年
青森県立木造高等学校		つがる市 木造日向	全日制の課程	総合学科	三年
	深浦校舎	西津軽郡 深浦町大 字広戸	全日制の課程	総合学科	三年
青森県立鱒ヶ沢高等学校		西津軽郡 鱒ヶ沢町 大字舞戸 町	全日制の課程	普通科	三年
青森県立板柳高等学校		北津軽郡 板柳町大 字太田	全日制の課程	普通科	三年
青森県立鶴田高等学校		北津軽郡 鶴田町大 字鶴田	全日制の課程	普通科	三年
青森県立中里高等学校		北津軽郡 中泊町大 字高根	全日制の課程	普通科	三年
青森県立弘前高等学校		弘前市大 字新寺町	全日制の課程	普通科	三年
青森県立弘前中央高等学校		弘前市大 字蔵主町	全日制の課程	普通科	三年
青森県立弘前南高等学校		弘前市大 字大開四 丁目	全日制の課程	普通科	三年
青森県立黒石高等学校	昭和二十 三年度の 設置に係 るもの	黒石市西 ヶ丘	全日制の課程	普通科	三年
				看護科	
			専攻科	看護科	二年
	令和二年 度の設置 に係るも の	黒石市西 ヶ丘	全日制の課程	普通科	三年
情報デザイン 科					
		専攻科	看護科	二年	

青森県立尾上総合高等学校		平川市高木松元	定時制の課程	総合学科	三年以上
			通信制の課程	普通科	
青森県立三本木高等学校		十和田市西五番町	全日制の課程	普通科	三年
青森県立十和田西高等学校		十和田市大字沢田	全日制の課程	普通科	三年
				観光科	
青森県立三沢高等学校		三沢市松園町一丁目	全日制の課程	普通科	三年
			定時制の課程	普通科	三年以上
青森県立野辺地高等学校		上北郡野辺地町字松ノ木	全日制の課程	普通科	三年
青森県立七戸高等学校		上北郡七戸町字館野	全日制の課程	総合学科	三年
青森県立六戸高等学校		上北郡六戸町大字犬落瀬	全日制の課程	普通科	三年
青森県立百石高等学校		上北郡おいらせ町苗平谷地	全日制の課程	普通科	三年
				食物調理科	
青森県立六ヶ所高等学校		上北郡六ヶ所村大字倉内	全日制の課程	普通科	三年
青森県立田名部高等学校		むつ市海老川町	全日制の課程	普通科	三年
			定時制の課程	普通科	三年以上
青森県立大湊高等学校		むつ市大字大湊	全日制の課程	総合学科	三年
川内校舎		むつ市川内町家ノ上	全日制の課程	普通科	三年
青森県立大間高等学校		下北郡大間町大字大間	全日制の課程	普通科	三年
青森県立八戸高等学校		八戸市長者四丁目	全日制の課程	普通科	三年
青森県立八戸東高等学校		八戸市類家一丁目	全日制の課程	普通科	三年
				表現科	
青森県立八戸北高等学校		八戸市大	全日制の課程	普通科	三年

		字大久保			
青森県立八戸西高等学校		八戸市大字尻内町	全日制の課程	普通科	三年
				スポーツ科学科	
青森県立八戸中央高等学校		八戸市諏訪一丁目	定時制の課程	普通科	三年以上
			通信制の課程	普通科	
青森県立三戸高等学校		三戸郡三戸町大字川守田	全日制の課程	普通科	三年
青森県立五戸高等学校		三戸郡五戸町字根岸	全日制の課程	普通科	三年
青森県立田子高等学校		三戸郡田子町大字相米	全日制の課程	普通科	三年
青森県立五所川原農林高等学校		五所川原市大字一野坪	全日制の課程	生物生産科	三年
				森林科学科	
				環境土木科	
				食品科学科	
青森県立柏木農業高等学校		平川市荒田上駒田	全日制の課程	生物生産科	三年
				環境工学科	
				食品科学科	
				生活科学科	
青森県立三本木農業高等学校		十和田市大字相坂	全日制の課程	植物科学科	三年
				動物科学科	
				農業機械科	
				環境土木科	
				農業経済科	
青森県立名久井農業高等学校		三戸郡南部町大字下名久井	全日制の課程	生物生産科	三年
				環境システム科	
青森県立八戸水産高等学校		八戸市大字白銀町	全日制の課程	海洋生産科	三年
				水産食品科	
				水産工学科	

			専攻科	漁業科 機関科	二年
青森県立青森工業高等学校		青森市大字馬屋尻	全日制の課程	機械科 電子機械科 電気科 電子科 情報技術科 建築科 都市環境科	三年
			定時制の課程	工業技術科	三年以上
青森県立五所川原工業高等学校		五所川原市大字湊	全日制の課程	機械科 電子機械科 電気科 情報技術科	三年
青森県立弘前工業高等学校		弘前市大字馬屋町	全日制の課程	機械科 電気科 電子科 情報技術科 土木科 建築科	三年
			定時制の課程	工業技術科	三年以上
青森県立十和田工業高等学校		十和田市大字三本木	全日制の課程	機械・エネルギー科 電気科 電子科 建築科	三年
青森県立むつ工業高等学校		むつ市文京町	全日制の課程	機械科 電気科 設備・エネルギー科	三年

青森県立八戸工業高等学校		八戸市江陽一丁目	全日制の課程	機械科	三年
				電子機械科	
				電気科	
				電子科	
				情報技術科	
				土木建築科	
			材料技術科		
定時制の課程	工業技術科	三年以上			
青森県立青森商業高等学校		青森市大字戸山	全日制の課程	商業科 情報処理科	三年
青森県立弘前実業高等学校		弘前市大字中野三丁目	全日制の課程	農業経営科 商業科 情報処理科 家庭科学科 服飾デザイン科 スポーツ科学科	三年
青森県立黒石商業高等学校		黒石市あけぼの町	全日制の課程	商業科 情報処理科 情報デザイン科	三年
青森県立三沢商業高等学校		三沢市春日台二丁目	全日制の課程	商業科 情報処理科	三年
青森県立八戸商業高等学校		八戸市大字十日市	全日制の課程	商業科 情報処理科	三年

附 則

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 青森県立名久井農業高等学校の園芸科学科、青森県立十和田工業高等学校の電

子機械科及び青森県立むつ工業高等学校の電子科は、改正後の青森県立学校学則別表第一の規定にかかわらず、この規則の施行の日の前日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

青森県立学校学則 新旧対照表

下線部は改正部分

改正後						改正前					
第一条 青森県が設置する高等学校、特別支援学校及び中学校(以下「学校」という。)の名称、 <u>区分</u> 、位置、課程、部、学科、専攻科、別科、修業年限及び障害種別は、別表第一から別表第三までのとおりとする。 (略) 別表第一						第一条 青森県が設置する高等学校、特別支援学校及び中学校(以下「学校」という。)の名称、位置、課程、部、学科、 <u>専攻科</u> 、別科、修業年限及び障害種別は、別表第一から別表第三までのとおりとする。 (略) 別表第一					
名称	区分	位置	課程	学科	修業年限	名称	位置	課程	学科	修業年限	
青森県立青森高等学校		青森市桜川八丁目	全日制の課程	普通科	三年	青森県立青森高等学校	青森市桜川八丁目	全日制の課程	普通科	三年	
青森県立青森西高等学校		青森市大字新城	全日制の課程	普通科	三年	青森県立青森西高等学校	青森市大字新城	全日制の課程	普通科	三年	
青森県立青森東高等学校		青森市原別三丁目	全日制の課程	普通科	三年	青森県立青森東高等学校	青森市原別三丁目	全日制の課程	普通科	三年	
平内校舎		東津軽郡平内町大字小湊	全日制の課程	普通科	三年	平内校舎	東津軽郡平内町大字小湊	全日制の課程	普通科	三年	
青森県立青森北高等学校		青森市大字羽白	全日制の課程	普通科 スポーツ科学科	三年	青森県立青森北高等学校	青森市大字羽白	全日制の課程	普通科 スポーツ科学科	三年	
今別校舎		東津軽郡今別町大字今別	全日制の課程	普通科	三年	今別校舎	東津軽郡今別町大字今別	全日制の課程	普通科	三年	
青森県立青森南高等学校		青森市西大野二丁目	全日制の課程	普通科 外国語科	三年	青森県立青森南高等学校	青森市西大野二丁目	全日制の課程	普通科 外国語科	三年	
青森県立青森中央高等学校		青森市東大野一丁目	全日制の課程	総合学科	三年	青森県立青森中央高等学校	青森市東大野一丁目	全日制の課程	総合学科	三年	
青森県立北斗高等学校		青森市松原二丁目	定時制の課程 通信制の課程	普通科	三年以上	青森県立北斗高等学校	青森市松原二丁目	定時制の課程 通信制の課程	普通科	三年以上	
青森県立浪岡高等学校		青森市浪岡大字浪岡	全日制の課程	普通科	三年	青森県立浪岡高等学校	青森市浪岡大字浪岡	全日制の課程	普通科	三年	
青森県立五所川原高等学校		五所川原市宇中平井町	全日制の課程 定時制の課程	普通科 理数科	三年 三年以上	青森県立五所川原高等学校	五所川原市宇中平井町	全日制の課程 定時制の課程	普通科 理数科	三年 三年以上	
青森県立金木高等学校		五所川原市金木町芦野	全日制の課程	普通科	三年	青森県立金木高等学校	五所川原市金木町芦野	全日制の課程	普通科	三年	
青森県立市造高等学校		つがる市市木造日向	全日制の課程	総合学科	三年	青森県立市造高等学校	つがる市市木造日向	全日制の課程	総合学科	三年	
深浦校舎		西津軽郡深浦町大字広戸	全日制の課程	総合学科	三年	深浦校舎	西津軽郡深浦町大字広戸	全日制の課程	総合学科	三年	
青森県立鱒ヶ沢高等学校		西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町	全日制の課程	普通科	三年	青森県立鱒ヶ沢高等学校	西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町	全日制の課程	普通科	三年	
青森県立板柳高等学校		北津軽郡板柳町大字太田	全日制の課程	普通科	三年	青森県立板柳高等学校	北津軽郡板柳町大字太田	全日制の課程	普通科	三年	
青森県立鶴田高等学校		北津軽郡鶴田町大字鶴田	全日制の課程	普通科	三年	青森県立鶴田高等学校	北津軽郡鶴田町大字鶴田	全日制の課程	普通科	三年	
青森県立中里高等学校		北津軽郡中泊町大字高根	全日制の課程	普通科	三年	青森県立中里高等学校	北津軽郡中泊町大字高根	全日制の課程	普通科	三年	
青森県立弘前高等学校		弘前市大字新寺町	全日制の課程	普通科	三年	青森県立弘前高等学校	弘前市大字新寺町	全日制の課程	普通科	三年	
青森県立弘前中央高等学校		弘前市大字蔵主町	全日制の課程	普通科	三年	青森県立弘前中央高等学校	弘前市大字蔵主町	全日制の課程	普通科	三年	
青森県立弘前南高等学校		弘前市大字大開四丁目	全日制の課程	普通科	三年	青森県立弘前南高等学校	弘前市大字大開四丁目	全日制の課程	普通科	三年	
青森県立黒石高等学校	昭和二十三年度の設置に係るもの	黒石市西ケ丘	全日制の課程	普通科 看護科	三年	青森県立黒石高等学校	黒石市西ケ丘	全日制の課程	普通科 看護科	三年	
			専攻科	看護科	二年			専攻科	看護科	二年	
	令和二年度の設置に係るもの	黒石市西ケ丘	全日制の課程	普通科 情報デザイン科 看護科	三年		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
			専攻科	看護科	二年						専攻科
青森県立尾上総合高等学校		平川市高木松元	定時制の課程 通信制の課程	総合学科 普通科	三年以上	青森県立尾上総合高等学校	平川市高木松元	定時制の課程 通信制の課程	総合学科 普通科	三年以上	
青森県立三本木高等学校		十和田市西五番町	全日制の課程	普通科	三年	青森県立三本木高等学校	十和田市西五番町	全日制の課程	普通科	三年	
青森県立十和田西高等学校		十和田市大字沢田	全日制の課程	普通科 観光科	三年	青森県立十和田西高等学校	十和田市大字沢田	全日制の課程	普通科 観光科	三年	
青森県立三沢高等学校		三沢市松園町一丁目	全日制の課程	普通科	三年	青森県立三沢高等学校	三沢市松園町一丁目	全日制の課程	普通科	三年	
			定時制の課程	普通科	三年以上			定時制の課程	普通科	三年以上	
青森県立野辺地高等学校		上北郡野辺地町字松ノ木	全日制の課程	普通科	三年	青森県立野辺地高等学校	上北郡野辺地町字松ノ木	全日制の課程	普通科	三年	
青森県立七戸高等学校		上北郡七戸町字錦野	全日制の課程	総合学科	三年	青森県立七戸高等学校	上北郡七戸町字錦野	全日制の課程	総合学科	三年	
青森県立六戸高等学校		上北郡六戸町大字大落瀬	全日制の課程	普通科	三年	青森県立六戸高等学校	上北郡六戸町大字大落瀬	全日制の課程	普通科	三年	
青森県立百石高等学校		上北郡おいらせ町苗平谷地	全日制の課程	普通科 食物調理科	三年	青森県立百石高等学校	上北郡おいらせ町苗平谷地	全日制の課程	普通科 食物調理科	三年	
青森県立六ヶ所高等学校		上北郡六ヶ所村大字倉内	全日制の課程	普通科	三年	青森県立六ヶ所高等学校	上北郡六ヶ所村大字倉内	全日制の課程	普通科	三年	
青森県立田名部高等学校		むつ市海老川町	全日制の課程	普通科	三年	青森県立田名部高等学校	むつ市海老川町	全日制の課程	普通科	三年	
			定時制の課程	普通科	三年以上			定時制の課程	普通科	三年以上	
青森県立大湊高等学校		むつ市大字大湊	全日制の課程	総合学科	三年	青森県立大湊高等学校	むつ市大字大湊	全日制の課程	総合学科	三年	
川内校舎		むつ市川内町家ノ上	全日制の課程	普通科	三年	川内校舎	むつ市川内町家ノ上	全日制の課程	普通科	三年	

青森県立大間高等学校		下北郡大間町 大字大間	全日制の 課程	普通科	三年	青森県立大間高等学校	下北郡大間町 大字大間	全日制の 課程	普通科	三年
青森県立八戸高等学校		八戸市長者四 丁目	全日制の 課程	普通科	三年	青森県立八戸高等学校	八戸市長者四 丁目	全日制の 課程	普通科	三年
青森県立八戸東高等学校		八戸市類家一 丁目	全日制の 課程	普通科 表現科	三年	青森県立八戸東高等学校	八戸市類家一 丁目	全日制の 課程	普通科 表現科	三年
青森県立八戸北高等学校		八戸市大字大 久保	全日制の 課程	普通科	三年	青森県立八戸北高等学校	八戸市大字大 久保	全日制の 課程	普通科	三年
青森県立八戸西高等学校		八戸市大字尻 内町	全日制の 課程	普通科 スポーツ科学科	三年	青森県立八戸西高等学校	八戸市大字尻 内町	全日制の 課程	普通科 スポーツ科学科	三年
青森県立八戸中央高等学 校		八戸市諏訪一 丁目	定時制の 課程 通信制の 課程	普通科 普通科	三年以上	青森県立八戸中央高等学 校	八戸市諏訪一 丁目	定時制の 課程 通信制の 課程	普通科 普通科	三年以上
青森県立三戸高等学校		三戸郡三戸町 大字川守田	全日制の 課程	普通科	三年	青森県立三戸高等学校	三戸郡三戸町 大字川守田	全日制の 課程	普通科	三年
青森県立五戸高等学校		三戸郡五戸町 字根岸	全日制の 課程	普通科	三年	青森県立五戸高等学校	三戸郡五戸町 字根岸	全日制の 課程	普通科	三年
青森県立田子高等学校		三戸郡田子町 大字相米	全日制の 課程	普通科	三年	青森県立田子高等学校	三戸郡田子町 大字相米	全日制の 課程	普通科	三年
青森県立五所川原農林高 等学校		五所川原市大 字一野坪	全日制の 課程	生物生産科 森林科学科 環境土木科 食品科学科	三年	青森県立五所川原農林高 等学校	五所川原市大 字一野坪	全日制の 課程	生物生産科 森林科学科 環境土木科 食品科学科	三年
青森県立柏木農業高等学 校		平川市荒田上 駒田	全日制の 課程	生物生産科 環境工学科 食品科学科 生活科学科	三年	青森県立柏木農業高等学 校	平川市荒田上 駒田	全日制の 課程	生物生産科 環境工学科 食品科学科 生活科学科	三年
青森県立三本木農業高等 学校		十和田市大字 相坂	全日制の 課程	植物科学科 動物科学科 農業機械科 環境土木科 農業経済科	三年	青森県立三本木農業高等 学校	十和田市大字 相坂	全日制の 課程	植物科学科 動物科学科 農業機械科 環境土木科 農業経済科	三年
青森県立名久井農業高等 学校		三戸郡南部町 大字下名久井	全日制の 課程	生物生産科 環境システム科	三年	青森県立名久井農業高等 学校	三戸郡南部町 大字下名久井	全日制の 課程	生物生産科 園芸科学科 環境システム科	三年
青森県立八戸水産高等学 校		八戸市大字白 銀町	全日制の 課程 専攻科	海洋生産科 水産食品科 水産工学科 漁業科 機関科	三年 二年	青森県立八戸水産高等学 校	八戸市大字白 銀町	全日制の 課程 専攻科	海洋生産科 水産食品科 水産工学科 漁業科 機関科	三年 二年
青森県立青森工業高等学 校		青森市大字馬 屋尻	全日制の 課程 定時制の 課程	機械科 電子機械科 電気科 電子科 情報技術科 建築科 都市環境科 工業技術科	三年 三年以上	青森県立青森工業高等学 校	青森市大字馬 屋尻	全日制の 課程 定時制の 課程	機械科 電子機械科 電気科 電子科 情報技術科 建築科 都市環境科 工業技術科	三年 三年以上
青森県立五所川原工業高 等学校		五所川原市大 字湊	全日制の 課程	機械科 電子機械科 電気科 情報技術科	三年	青森県立五所川原工業高 等学校	五所川原市大 字湊	全日制の 課程	機械科 電子機械科 電気科 情報技術科	三年
青森県立弘前工業高等学 校		弘前市大字馬 屋町	全日制の 課程 定時制の 課程	機械科 電気科 電子科 情報技術科 土木科 建築科 工業技術科	三年 三年以上	青森県立弘前工業高等学 校	弘前市大字馬 屋町	全日制の 課程 定時制の 課程	機械科 電気科 電子科 情報技術科 土木科 建築科 工業技術科	三年 三年以上
青森県立十和田工業高等 学校		十和田市大字 三本木	全日制の 課程	機械・エネルギー科 電気科 電子科 建築科	三年	青森県立十和田工業高等 学校	十和田市大字 三本木	全日制の 課程	機械・エネルギー科 電子機械科 電気科 電子科 建築科	三年
青森県立むつ工業高等学 校		むつ市文京町	全日制の 課程	機械科 電気科 設備・エネルギー科	三年	青森県立むつ工業高等学 校	むつ市文京町	全日制の 課程	機械科 電気科 電子科 設備・エネルギー科	三年
青森県立八戸工業高等学 校		八戸市江陽一 丁目	全日制の 課程 定時制の 課程	機械科 電子機械科 電気科 電子科 情報技術科 土木建築科 材料技術科 工業技術科	三年 三年以上	青森県立八戸工業高等学 校	八戸市江陽一 丁目	全日制の 課程 定時制の 課程	機械科 電子機械科 電気科 電子科 情報技術科 土木建築科 材料技術科 工業技術科	三年 三年以上
青森県立青森商業高等学 校		青森市大字戸 山	全日制の 課程	商業科 情報処理科	三年	青森県立青森商業高等学 校	青森市大字戸 山	全日制の 課程	商業科 情報処理科	三年

青森県立弘前実業高等学校		弘前市大字中野三丁目	全日制の課程	農業経営科	三年	青森県立弘前実業高等学校	弘前市大字中野三丁目	全日制の課程	農業経営科	三年
				商業科					商業科	
				情報処理科					情報処理科	
				家庭科学科					家庭科学科	
				服飾デザイン科					服飾デザイン科	
スポーツ科学科	スポーツ科学科									
青森県立黒石商業高等学校		黒石市あけぼの町	全日制の課程	商業科	三年	青森県立黒石商業高等学校	黒石市あけぼの町	全日制の課程	商業科	三年
				情報処理科					情報処理科	
				情報デザイン科					情報デザイン科	
青森県立三沢商業高等学校		三沢市春日台二丁目	全日制の課程	商業科	三年	青森県立三沢商業高等学校	三沢市春日台二丁目	全日制の課程	商業科	三年
				情報処理科					情報処理科	
青森県立八戸商業高等学校		八戸市大字十日市	全日制の課程	商業科	三年	青森県立八戸商業高等学校	八戸市大字十日市	全日制の課程	商業科	三年
				情報処理科					情報処理科	

議案第7号

社会教育主事の派遣に関する規則を廃止する 規則案について

1 提案理由

市町村教育委員会等への社会教育主事の派遣終了に伴い、社会教育主事の派遣に関する規則を廃止するため提案するものである。

2 概要

市町村における社会教育の活性化、学校教育と社会教育との連携推進等を目的として、昭和43年度から、希望する市町村教育委員会等に対して社会教育主事を派遣してきたが、市町村における生涯学習・社会教育推進体制の充実や、学校と地域の連携に対する理解の浸透の状況等を踏まえ、昭和58年度以降、順次、社会教育主事の派遣を終了してきたところである。

今年度末で、市町村教育委員会等への派遣を全て終了することから、社会教育主事の派遣について規定している当該規則を廃止するものである。

3 廃止案

別紙のとおり

4 施行期日

令和2年4月1日

社会教育主事の派遣に関する規則を廃止する規則案

社会教育主事の派遣に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

社会教育主事の派遣に関する規則を廃止する規則

社会教育主事の派遣に関する規則（昭和四十九年三月青森県教育委員会規則第四号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

[その他]

職員の懲戒処分の状況について 令和2年3月（2月1日～3月24日分）

青森県教育委員会

- 事案1 ①被処分者 下北地域の高等学校 講師（30歳 男性）
②事件の概要等 交通法規違反
(最高速度30km/h以上50km/h未満の速度超過)
- ・ 令和元年11月11日（月）午前5時40分頃
 - ・ 東津軽郡平内町内の国道
 - ・ 最高速度60km/hのところ、105km/hで走行
- ③処分内容 戒告
④処分年月日 令和2年2月17日
- 事案2 ①被処分者 特別支援学校 講師（37歳 女性）
②事件の概要等 人身事故（治療期間が3月以上）
- ・ 令和元年9月28日（土）午後6時55分頃
 - ・ 南津軽郡藤崎町内の国道
 - ・ 信号のない交差点を右折しようとした際、右側から走行してきた自動車と衝突したもの。
 - ・ 事故の相手方（男性1名 1年程度の加療）
- ③処分内容 戒告
④処分年月日 令和2年3月9日

事案3 ①被 処 分 者 上北地域の高等学校 非常勤職員 (54歳 女性)

②事件の概要等 窃盗

- ・ 令和元年5月15日(金)午後3時30分頃、おいらせ町内のドラッグストアにおいて、ドリンク剤5本(1,000円程度)を窃取したものの。
- ・ 11月18日(月)、三沢警察署において事情聴取を受けた際、ドリンク剤5本(1,000円程度)を窃取したことを認めた。
- ・ 令和2年1月9日(木)付けで刑事処分(略式命令による罰金刑50万円)を受けた。

③処 分 内 容 停職3月(同日付けで辞職を承認)

④処分年月日 令和2年3月11日

事案4 ①被 処 分 者 下北地域市部以外の中学校 教諭 (30歳 男性)

②事件の概要等 交通法規違反

(最高速度30km/h以上50km/h未満の速度超過)

- ・ 令和元年10月21日(月)午前0時22分頃
- ・ 東津軽郡平内町内の国道
- ・ 最高速度60km/hのところ、101km/hで走行

③処 分 内 容 戒告

④処分年月日 令和2年3月19日